

【諮問 第307号】

7 川情個第35号
令和8年1月20日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣勝彦

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和6年7月8日付け6川総コ第53号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2108

【307号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市消防長が行った部分開示処分は、理由の提示に不備があることから、これを取り消し、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年11月7日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市消防長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市火災予防事務処理規程第30条により「消防情報管理システム」に入力されている〇〇〇〇〇〇（以下「本件建築物」という。）に係わる電気設備（変電設備）設置届の内容のハードコピー（届出台帳等書類一式）について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書として、消防情報管理システムに防火対象物として登録されている本件建築物の変電設備の「届出台帳」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、その記載の一部については、条例第8条第4号に該当するとして、令和5年11月22日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年12月13日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第307号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和5年12月13日付け審査請求書、令和6年4月13日付け反論書、令和7年5月30日付け意見書及び令和7年6月20日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例では、開示請求があったときは、当該開示請求に対する諾否の決定をし、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない（条例第12条第1項及び第3項）、当該諾否の決定において、開示請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を併せて通知しなければならないとされている（同条第4項）。
- (2) 条例により理由の付記が要求されているその趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その争訟提起に便宜を与えるものであると解される。
- (3) そこで、要求される理由の付記の程度であるが、東京都の公文書開示条例に関する平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）（以下「平成4年最判」という。）によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において東京都公文書の開示等に関する条例第9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得る場合は別とし

【307号】

て、本条例第7条第4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」とされている。

また、同判決によると、「理由の付記に不備があるとされる場合には、後日処分庁によって理由が示されても、それによって理由の付記の不備という瑕疵が治癒されるものではない。」とされている。

- (4) 本件処分に係る開示請求承諾通知書（部分開示）（以下「承諾通知書」という。）の別紙「開示することができない部分の概要及び理由」には、単に「届出台帳に記載された情報は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、その他公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（川崎市情報公開条例第8条第4号該当）」としか記載されておらず、条例の条文を部分的に引用しているにすぎない。

いずれにしても具体的な記載がなく、かつ不正確であり、この程度の理由記載では抽象的に過ぎ、開示することによりなぜ当該事務事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるのか等が明らかではなく、いかなる根拠により条例第8条第4号に該当するのか全くもって不明であり、安易な理由付記は許されるものではない。また、不開示理由の付記のあり方については、「一般人が容易に理解し得る」ように記載すべきである。

上記平成4年最判に従えば、本件処分における不開示理由の記載は、審査請求人において、いかなる根拠により条例第8条第4号に該当するとして不開示とされたのかを了知し得る程度のものであったということとはできず、条例第12条第4項に定める理由の提示がなされていないと認められるため、理由付記に不備がある。

また、弁明書において理由らしきことを補足しているが、同様に上記平成4年最判によれば、理由付記が処分それ自体の慎重、合理性を担保するものである以上、それは処分時の適切な理由付記によってのみ可能であり、処分後の治癒は認められない。

- したがって、本件処分においても処分時の瑕疵の治癒が認められる余地はない。
- (5) 審査請求人が別途、令和6年1月17日付けで開示請求した変電設備設置台帳のコピーについては、処分庁は2件について、いずれも「目的」、「全出力」、「床面積」を含めて全面開示していることから通例として公にしない情報ではないこと、既知の情報であること、客観的な情報で法人の企業秘密（特許・生産・技術のノウハウ等）に関する情報でもないことから、本件において公開されたとしても、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは到底、認められない。また、条例第8条第2号に定める任意提供情報でもなく、当該法人との信頼関係を損なうものでもない。さらに、「市の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とも到底いえない。

したがって、本件請求についても非公開にする理由は全くなく、全面開示すべきである。

【307号】

4 実施機関の主張要旨

令和6年2月28日付け弁明書及び令和7年5月2日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書は、消防情報管理システムに防火対象物として登録されている本件建築物の変電設備の情報を記録した文書である。
- (2) 不開示部分である本件対象公文書に記載された、目的、全出力及び床面積の情報は、川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号）第62条第9号に基づき届出された「電気設備（変電設備）設置届」による情報ではなく、法人の実施する業務の中で知り得る情報を任意に聴取し、消防情報管理システムに入力したものであり、その情報を公にすることにより、市の機関が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第4号に該当し、不開示とした。

このことについて、開示することができない理由に具体的な内容を述べることで、法人の業務に関する情報等が公になる可能性があり、今後市の機関が行う事務又は事業に協力を得られなくなるおそれがあることから、開示することができない理由は根拠となる条例規定の不開示事由を示すことで足りるものといえる。

- (3) 条例第12条第4項は、開示請求の全部又は一部を拒否するときに、その理由を併せて通知しなければいけないことを定めた規定である。

この理由の通知について、どの程度の理由付記を必要とするかは、平成4年最判が参考になると考える。同判決は、「東京都公文書の開示等に関する条例」に基づく文書開示請求に対する非開示理由の付記につき、「開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知しうるものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは……理由付記としては十分ではない」と判示している。

本件においては、単に不開示の根拠規定を示すだけでなく、個別に不開示部位を指定し、十分な不開示理由を付しており、「請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠規定とともに了知しうる」程度に理由の付記を行っており、条例第12条第4項が求める理由の付記は十分に行っている。

5 審査会の判断

- (1) 本件処分について

実施機関は、審査請求人による本件請求に対し、本件建築物の変電設備に関する届出台帳を請求対象文書として特定し、その一部が条例第8条第4号に規定する不開示情報に該当するとして、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、理由の提示が不十分であり、かつ、不開示部分が条例に規定する不開示情報に該当しないと主張するため、以下、検討する。

- (2) 理由の提示について

ア 理由の提示について実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に対する諾否の決定をし、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなけ

【307号】

ればならず（条例第12条第1項及び第3項）、当該諾否の決定において、開示請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を併せて通知しなければならないとされている（同条第4項。いわゆる「理由の提示」）。

イ 一般に、法が行政処分に理由を提示すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、提示すべき理由をどの程度記載しなければならないかは、処分の性質と理由の提示を命じた各法律の規定の趣旨、目的に照らしてこれを判断すべきであって、その求められている趣旨に適った理由の提示がなされていない場合には、その行政処分は、手続上の瑕疵がある処分として取消しを免れないものと解すべきである（最高裁判所昭和38年5月31日第二小法廷判決、昭和60年1月22日第3小法廷判決参照）。以上の理は、条例が理由の提示を命じた場合も同様である。

ウ そこで、条例第12条第4項について考えるに、その趣旨は、条例に基づく公文書の情報公開制度が市政運営の透明性の向上及び市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資することに鑑み（条例第1条）、不開示の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与えることにあると解される。

エ このような趣旨からすれば、条例第12条第4項が定める理由の提示は、開示請求者において、条例第8条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度のものでなければならないと考えられる。このような理由付記（理由の提示）制度について、「東京都公文書の開示等に関する条例」（現東京都情報公開条例）事件に係る平成4年最判も「実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例一条、三条参照）にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」とした上で、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」との判断を示している。

以上を踏まえ、本件処分における理由の提示の妥当性を検討する（答申4川情個第14号令和4年6月28日（諮問第295号）参照）。

（3）理由の提示の妥当性について

ア 本件処分に係る承諾通知書の別紙「開示することができない部分の概要」には「届出台帳に記載された市の機関が行う事務又は事業に関する情報」と記載されている。また、別紙「理由」には、「届出台帳に記載された情報は、市の機

【307号】

関が行う事務又は事業に関する情報であって、その他公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（川崎市情報公開条例第8条第4号該当）」と記載されている。

イ しかしながら、この程度の理由記載では抽象的に過ぎ、当該事務事業とは何を意味するのか、開示することによりなぜ当該事務事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるのか等が明らかではなく、いかなる根拠により条例第8条第4号に該当するのかが不明確である。

ウ 結局のところ、本件処分において提示された理由は、条例が定める不開示の根拠規定を示すのみにとどまっているにすぎず、開示請求者においていかなる根拠により条例第8条第4号に該当するとして不開示とされたのかを了知し得る程度のものであったということではできないことから、条例第12条第4項に定める理由の提示がなされていないと認められるため、本件処分は取消しを免れない。

(4) 条例第8条第4号該当性について

ア 以上に説示したところによれば、本件処分は、理由の提示の要件を欠いた違法な処分であり、取消しを免れないものというべきであるが、所論に鑑み、更に実施機関の主張に係る条例第8条第4号に規定する不開示情報の該当性についても、審査請求人及び実施機関の主張を基に検討する。

イ 条例第8条第4号は、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする。

ウ 当審査会が本件対象公文書を検分したところ、届出台帳の不開示部分には、本件建築物の変電設備の設置目的、全出力及び床面積が記載されていた。

当該部分の性質が実施機関によって具体的に明らかにされていない本件においては、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かを判断することができない。

したがって、当該部分の不開示情報該当性については、本件処分の取消しによって改めて開示・不開示の判断を行う際に、再度検討すべきである。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	石野百合子
委員	嘉藤亮
委員	川合敏樹
委員	中島美砂子